

正誤表

356 ページ 1 所管部署

【誤】

水道料金等徴収業務は、「地方公営企業法」「地方自治法」「岡山市市水道事業給水条例」「岡山市水道事業給水条例施行規程」「岡山市下水道条例」「岡山市下水道条例施行規則」に基づいて実施される。

【正】

水道料金等徴収業務は、「地方公営企業法」「地方自治法」「岡山市水道条例」「岡山市水道条例施行規程」「岡山市下水道条例」「市長の権限に属する事務の委員会等への委任及び委員会等の職員による補助執行に関する規則」に基づいて実施される。

359 ページ 4 督促状の発送

【誤】

納付期限は「岡山市予算決算会計規則」第 30 条により、調定の日から 16 日以内となっており、納付が確認されない場合、同規則第 43 条第 1 項により納付期限後 20 日以内に督促状を発行することになっている。督促状による納付期限は、同条第 2 項により督促状発行日から10 日以内に指定することとなっており、納付（支払い）が確認できない場合には電話、現地訪問等により催促を行う。

【正】

納付期限は「岡山市水道条例施行規程」第 12 条により、納付方法が払込みによる場合は調定された日の属する月の翌月 16 日などとされており、納付が確認されない場合、「水道料金滞納整理事務取扱要綱」第 3 条第 1 項により督促状を送付することになっている。督促状による納付期限は、同条第 2 項により督促状送付の日から 10 日とすることとなっており、督促状の納付期限までに納付（支払い）が確認できない場合には、同条第 3 項により電話、現地訪問等により督促を行うこととなっている。

【誤】

- (1) 電話、現地訪問等による催促後に使用者から債務の一部の履行があつたり、納付の保留や延期の約束を取り付けられたりした場合には給水停止としないが、そういう事実がない場合には、「岡山市水道事業給水停止事務取扱要綱」第2条により、原則として給水停止通知書の送付から 7 日以上 10 日以内に支払うべき指定期限を通知する。

給水を停止しても、その後入金が確認されれば給水が再開される。

- (2) 給水停止の要件は

- (1) 未納水道料金が1期以上あるものの内、滞納が常習化していること
- (2) 5万円以上の水道料金の納入がないもの
- (3) 分割納入特約をみとめたものであるが納入がないもの
- (4) 給水停止通知を行った水道料金の全部の納入がなされないもの
- (5) 前各号に掲げるものの他、2期以上の水道料金の納入がないもの
- (6) その他局が特に認めるもの

である。

【正】

- (1) 電話、現時訪問等による督促後に使用者から債務の一部の履行があつたり、納付の保留や延期の約束を取り付けられたりした場合には給水停止としないが、そういう事実がない場合には、「水道料金滞納整理事務取扱要綱」第6条により、原則として給水停止通知書の送付から 7 日以上 10 日以内に支払うべき指定期限を通知する。
- 給水を停止しても、その後入金が確認されれば給水が再開される。

- (2) 給水停止の要件は

- (1) 2期分以上の料金の納入がないもの
- (2) 5万円以上の料金の納入がないもの
- (3) 分割納入特約を認めたもので、履行がないもの
- (4) その他水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認めるもの

である。